

生涯教育システム部からのお知らせ

認定作業療法士の更新申請方法

2003年より生涯教育制度が開始され、当時認定を受けた認定作業療法士の有効期限が2009年3月31日をもって終了しました。更新できなかった認定作業療法士は、2011年3月31日までの2年間の猶予期間があります。この期間が過ぎますと再度認定作業療法士の新規取得の要件を満たさなければなりません。2011年3月31日までに更新要件を満たし申請頂くようお願いします。

【更新申請に必要なもの】

認定作業療法士更新申請(受講記録13ページ)
生涯教育受講記録 基礎研修50ポイントの取得
臨床実践の報告2編
後輩育成指導経験・社会貢献の記録 10回以上
会員証コピー
所属する都道府県作業療法士会における会員歴証明書
140円切手を貼付した返信用封筒(大きさ角2サイズ)

専門作業療法士制度が始動しました！

専門作業療法士の取得に向けた専門研修は、「協会入会と同時に受講可能」となっています。専門研修は専門作業療法士を取得する予定が無い方にとっても、有意義な研修内容となっていますので積極的な参加をお願いします。

* 詳しくは、協会ホームページや協会ニュースをご覧ください

不明な点については、下記連絡先までお問い合わせください。

一般社団法人 栃木県作業療法士会 生涯教育システム部

〒321 1441 栃木県 日光市 清滝安良沢町 1752 10 日光市民病院リハビリテーション科

TEL 0288 50 1188 FAX 0288 50 1321 E-mail reha.n@jadecom.nikko.tochigi.jp

窓口担当者:小島宣明、阿久津圭美、松崎智恵子